

クライアントの『社会保険料』納付状況はいかがでしょう？【前編】

～クライアントを守る、クライアントを失わない～

ICT 技術の進展により、社労士業務は大きく様変わりし、顧客ニーズも多様化しております。様々な情報提供を行うことも「顧問社労士」であることの1つの付加価値といえます。今回は、中企団の提携先である株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスより、「売掛債権担保融資（ABL）」のご紹介です。

1. 中小企業の現状

一般的に「社会保険料の滞納」と聞くと、ルールを逸脱した不誠実な印象を受けます。一方、経営者の側からしてみれば、「少しぐらいいは…」という気持ちで安易に社会保険料の納付を遅らせてしまうことがあるようです。

「月末の手元資金がタイトなので、一カ月だけ納付を遅らせよう。」

当初は軽い気持ちだと思いますが、アツという間に、2～3カ月分の滞納まで膨らんでしまうこともよく見受けられます。一度遅れてしまうと滞納分と毎月の発生分とダブルで納付していかなければならないため、資金繰りに余裕がない中で完納させることは決して容易なことではないと思われれます。

中小企業の多くは仕入先・売掛先の間に挟まれ、薄利のビジネスを余儀なくされており、予期せぬ事態が発生するとたちまち窮地に追い込まれることがあります。リーマンショック、また東日本大震災などの想定外の外部要因により急遽資金繰りに狂いが生じた際も年金事務所の計らいにより、社会保険料の納付を一定期間猶予いただき、何とか凌いだというクライアントも多いのではないのでしょうか？

このような年金事務所の寛大な対応に期待してか、社会保険料は少しぐらい滞納しても大丈夫だろうとお考えの経営者の方がいらっしゃるのも事実です。また、中には7年前の東日本大震災の時に生じた滞納分が影響し、未だに完納することができていないクライアントもいらっしゃるようです。

2. クライアントを守るためにも…

一時的な滞納のケースでは、すぐに悪影響を受けることはないと思います。しかし滞納が3カ月、4カ月続いたり、滞納総額が徐々に増加していくとなると、年金事務所から「差押え」が入るリスクが出てきます。「差押え」されないためには、こまめに年金事務所に出向き、自社の状況を説明することが必要です。状況に応じては分納が認められるケースもございます。

以前、ある企業の経営者が「一時的な滞納だから…」とって年金事務所への対応を疎かにしていたところ、預金口座に対して本当に「差押え」が入ってしまったという事例がありました。

安易に「暫く放置していても大丈夫だろう」と考えるのだけは避けるべきと思われれます。

社会保険料滞納⇒資金繰りが厳しい⇒滞納が慢性化⇒差押え…⇒顧問料の不払い…ということが懸念されます。

『クライアントを守る』ためにもクライアントの社会保険料滞納は早期に解消すべきです。それは貴事務所の『クライアントを失わない』ことにも繋がります。

3. 銀行調達も不可、担保もない…

では現時点で滞納しているクライアントはどのように解消していけばよいのでしょうか？

このような状況となった際、何はさておき、まとまった資金が必要となります。一般の金融機関では過去の滞納分を一掃する資金を提供することは基本的には困難かと思われれます。更には物的担保がないと資金調達はほぼ難しい状況です。そのような中、解決に向けて対応できる一つの策が「売掛債権を活用した資金調達方法」なのです。

これは不動産担保に依存せず、継続的に発生する複数の売掛先の売掛債権を評価した融資であり、過去の財務内容だけでは判断しないというユニークな融資手法です。売掛債権さえあれば、創業数年目の企業様、金融機関に対してリスケジュールをされている企業様、また赤字や債務超過の企業様でも十分検討ができる仕組みなのです。

資金使途は自由ですが、滞納を解消するためだけの資金としてもご活用いただけますので、クライアントに情報提供されたいかがでしょうか？

4. 社会保険料滞納解消による具体的効果

①効果その1

滞納が解消できない場合、年金事務所からの督促も少しずつ厳しくなり、毎月状況説明が必要になります。「売掛債権担保融資」の活用により完納することで、毎月の説明からも解放されます。また滞納を一掃しておくことにより、今後何かしらの事態で改めて滞納せざるをえない場面でも、一時的な滞納であれば寛容に受け止めてもらえる効果がございます。

②効果その2

一般的に社会保険料に滞納がある場合は、金融機関は追加融資には応じにくくなります。

(株)東京スター・ビジネス・ファイナンスで取り扱った案件には、「売掛債権担保融資」にて滞納分を完納し、改めて金融機関にチャレンジしてニューマネーを獲得したという成功事例が多々ございます。

この効果を得られるのは、「売掛債権担保融資」をご存知のクライアントだけのメリットです。

●詳しい導入事例は次号にてご紹介させていただきます。

■お問い合わせ先■ お気軽にお問い合わせください。
株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
(東京スター銀行100%子会社)
法人事業本部 営業部(野口・井村)
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル10階
TEL:03-5339-2750/FAX:03-5339-2788
貸金業登録番号:関東財務局長(10)第00726号
日本貸金業協会会員:第001445号